

平成25年度 第2回 岐阜県発達障がい児者支援連携会議

平成26年2月20日(木)

15:45~17:00

6南2会議室

議事次第

- 1 希望が丘学園における発達障がい児への支援強化について
- 2 平成26年度発達障がい児者支援施策について
- 3 希望が丘学園の起工式の実施及び名称変更について
- 4 今後の本会議について

配付資料

- 資料1 発達障がい児への支援強化について
- 資料2 岐阜県における発達障がい児者支援施策の方向性 (H26、H27~)
- 資料3 平成26年度発達障がい療育人材育成関連事業について
- 資料4 岐阜県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校再整備事業起工式の実施について
- 資料5 岐阜県立希望が丘学園の名称変更について

## 発達障がい児への支援強化について

### 1. 発達障がい児に対する支援について

発達障がいは様々な様相を呈し、目に見えないため分かりにくい障がいであると言える。そのため見過ごされたり誤解されることも多く、子どもも家族も必要な理解や支援が無いまま苦勞していることが少なくない。また近年、育児困難、虐待、不登校、引きこもり等と発達障がいの関連が注目されている。これらのことより、発達障がい児に対しては家族も含めて早期からの支援が望まれる。

#### ◎幼児期支援の重要性

- ・幼児期の障がい特性の強弱に関わらず、適切に養育されなければ二次障害が起こり得る。
- ⇒個々の子どもが安心して生活できる養育環境を保障し、自己肯定感を育てていくことが大切。
- ⇒そのためには障がい特性の評価や理解が欠かせない。だからこそ、入念な個別評価をした上で具体的な支援を進める必要がある。

#### ◎保護者支援の必要性

- ・幼児期の支援においては保護者支援に大きな比重を置く必要がある。保護者は、子どもの発達に違和感を覚え、他者からも指摘され、医療機関で診断を受け、子どものためにできることを模索し始める段階では急激な心理的葛藤を経験する。一方、保護者は最適な支援を実践する最も身近な存在として障がい特性に応じた育児力の強化が求められる存在でもある。
- ⇒子どもの障がい特性に配慮した支援を的確に開始し軌道に乗せるためには、保護者が安定した状態で子どもの障がいを正しく理解し、前向きにわが子と向き合う必要がある。保護者の障がい受容を促しながら、最も身近な支援者として成長させるための教育的アプローチを同時に行っていく必要がある。

#### ◎地域との連携

- ・医療、母子保健、幼児教育、福祉、教育という多岐にわたる領域で、子ども及び保護者を含めた実行力ある支援ネットワークをいかに構築するかが、その子どもの生活を大きく左右する。
- ⇒子どもの生活の主体は家庭や地域である。各領域が連携しながら、家族を支えていく流れを作っていく必要がある。

## 2. 希望が丘学園における発達障がい児への支援の考え方

- 早期療育を充実させ、今後起こり得る二次障害の予防・軽減を目指す
- 従来は個別的な治療が中心であったが、「個別指導」「小集団指導」「保護者指導」を組み合わせることで選択の幅を広げる
- 診療場面だけではなく生活場面評価を盛り込む
- 専門職員が個別に関わるのではなく、医師を中心に、訓練士、看護師、心理士、保育士、福祉職員等がチームを組んで支援にあたる
- 医療だけではなく、地域の療育機関などの関係機関と連携を深める

## 3. 小児科「発達障がい親子支援プログラム(宿泊コース/日帰りコース)」の実施

多職種で子どもを評価し、それを保護者や地域に返すことで障がいの理解を促し、ある程度の方向性を持って生活していけるように支援する。また、保護者に同じような悩みを持つ仲間がいることを体感してもらうことで、子育てに対する意欲を引き出していく。

### 1) 宿泊コース (2泊3日) : 1回につき3~5組

- ① 対象児：主に1歳半健診で要精査・要医療となり、担当医師が必要と認めた児
- ② 目的：診断間もない不安の高い保護者に対し、個別評価や生活を通して子どもの反応や思いにどのように関われば良いのかを具体的に学んでもらう。また、同じような悩みを持つ保護者同士が関わりを持つことで不安の軽減を図り、早期に地域療育につなげていく。
- ③ プログラム：個別評価（作業療法士・言語聴覚療法士・心理士等）、生活場面評価（食事、排泄、衣服着脱、遊び等）、保護者支援（講義やグループ活動、福祉制度説明等）他

### 2) 日帰りコース : 1回につき1~2組

- ① 対象児：主に初診時期が幼児期で担当の医師が必要と認めた児
- ② 目的：就学を意識しながら改めて子どもを評価し、保護者や関係機関にその子どもの特性理解を促し、子どもの力や良さを最大限引き出しながら学校生活が送れるように支援する。（ただし学習評価は除く）
- ③ プログラム：個別評価（作業療法士・言語聴覚療法士・心理士等）、生活場面評価（食事、排泄、遊び等）、保護者支援（親子関係観察、福祉制度説明等）他

4. 児童精神科「通院・集団精神療法」の実施（いずれも、5人程度のグループで10回程度の活動）  
一定のルールの中で集団に所属する体験は、他者への意識や自己統制力を高め、社会性及びコミュニケーション能力の醸成につながる。保護者にも集団の中での児を見てもらい具体的な関わりを促す。

1) 未就園児グループ

- ① 対象児：就園を控え、担当の医師が必要と認めた児
- ② 目的：小集団活動により、スムーズに就園できるよう促す。
- ③ プログラム：ルールを意識し協調性を育みながら、意思伝達や模倣動作を引き出す各種活動

2) 就園児グループ

- ① 対象児：園の集団生活に馴染みにくく、担当の医師が必要と認めた児
- ② 目的：園での様子を分析しながら児の興味の傾向や理解の特徴等を理解し、小集団指導により他者の話に耳を傾ける力を育てたり、遊びから課題への切り替え行動等を促す。また、安心感を持ちながら仲間と楽しい思いを一緒に味わい共感する力を育てる。
- ③ プログラム：ルール理解、コミュニケーション能力向上等を狙った各種活動

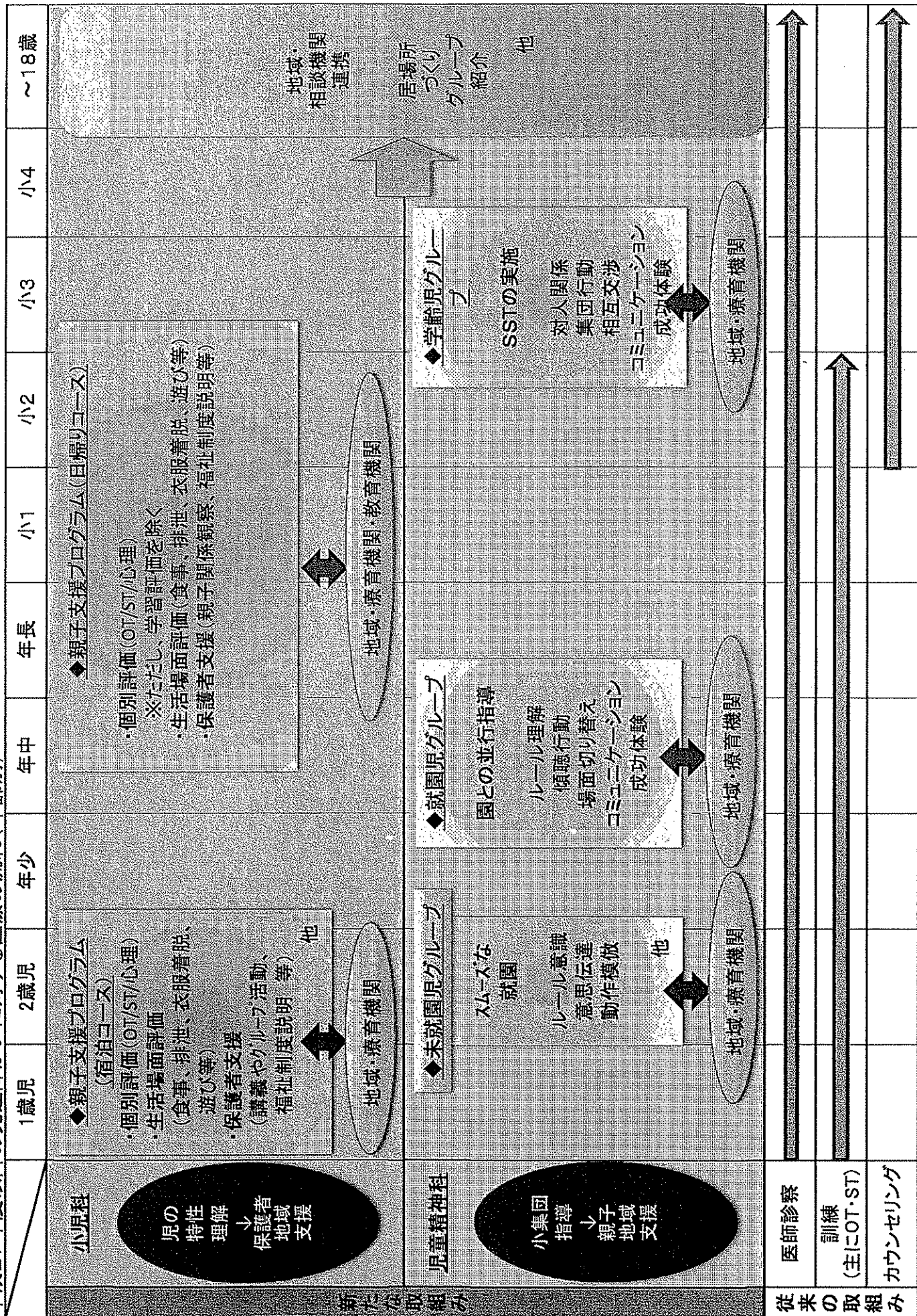
3) 学齢児グループ

- ① 対象児：主に対人関係や集団行動に躓きを感じる小学2～4年生で、担当の医師が必要と認めた児
- ② 目的：学校での様子を分析しながら児の抱える困難さを理解し、具体的な場面設定の中で相互交渉の技能を育みながらより適応的な行動を見つけていき、成功体験を積みながら自信をつけていく。
- ③ プログラム：各種テーマに基づいたソーシャルスキルトレーニング

5. その他

- ・便宜上、各プログラムの対象者を画一的な枠組みで区切っているが、最も支援が必要な時期は子ども・保護者・地域の状況により様々であるため、ニーズに合わせて治療プログラムが選んでいけるような体制を最終的には目指していく。
- ・児童発達支援センターは地域連携の窓口となり、計画相談や保育所等訪問事業、地域療育支援事業等を実施する。発達に課題を持つ子どもへの理解を促しながら、地域の困り感や負担の軽減を図っていく。

平成27年度以降の発達障がいに対する医療の流れ(年齢別)



発達障がい支援センターのぞみ

- 専門的な相談
- 支援者の人材育成、県民への普及・啓発
- 各支援機関、市町村との連携強化

拡充

H27～障がい者総合相談センター内に設置し、精神保健福祉センターと一体となって成人期の支援を拡充



- 地域の関係機関の職員に対する研修やコンサルテーションの強化
- 関係機関の職員では対応が困難な事例についてバックアップ

人材育成  
後方支援

人材育成  
後方支援

人材育成  
後方支援

圏域発達障がい支援センター  
(岐阜圏域以外の各圏域に1か所)

- 地域の支援機関の職員に対する助言指導
- 支援体制推進のためケース検討会の開催

拡充

地域の拠点としての役割を強化

連携  
強化

連携  
強化

連携  
強化

市町村、児童発達支援事業(センター)、相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校、等

市町村、相談支援事業所、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業者(就労継続支援事業所等) 等

発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業  
(各圏域に1か所)

- 発達障がい者に特化した就労支援
- 発達障がい者や家族、企業等への支援

連携  
強化

連携  
強化

発達障がい者相談支援事業  
(社福)同朋会 伊自良苑に委託

- 発達障がい者に特化した生活支援
- 発達障がい者やその家族等への支援

連携  
強化

連携  
強化

【新】発達障がい児者診療促進事業(仮称)(H26～)  
(発達障がい、専門外来診療促進事業を改編)

一部拡充(予定)

- 各圏域に、発達障がい専門外来を設置
- 県や圏域発達障がい支援センター主催の療育研究会、事例検討会等にアドバイザーとして参加

新設

- 県設置の支援機関が開催するケース会議に専門の医師等を派遣し、対応困難な相談者等への支援方法について助言
- 県設置の支援機関が開催する医療相談会に専門の医師等を派遣し、相談者の医療分野の相談に協力

希望が丘学園(診療部門)

- 外来診療 ○外来訓練・集団療法
- 親子療育支援(H27～)

再整備により、設備、人員体制を強化

研修事業による人材育成

- 発達障がい支援従事者養成研修
- 障害児通所支援事業所等職員研修
- 【新】強度行動障害支援者養成研修事業(H26～)

強度行動障害がいのめ  
児者への支援を強化

各機関が相互に連携することにより、児者一貫した支援体制の構築を目指す

18歳未満←

→18歳以降

# 発達障がい児者(強度行動障がい)への支援

## 現在の支援

発達障がい「児」への支援

発達障がい「者」への支援

## 早期発見・早期療育の実現

- 発達障がい支援センターのぞみ、圏域センターでの相談支援
- 発達障がい専門外来診療促進事業 など

## 就労支援と社会適応力の向上支援

- 伊自良苑での生活相談支援
- 発達障がい者支援コンシエール設置事業
- 「者」への診療促進事業(H26新規)
- のぞみの「者」への対応拡大(H27～) など

## 残された課題

在宅での生活に困難を抱える重度の方  
**<強度行動障がい>への支援**

- セーフティネットとしての緊急時の対応(短期入所先の確保、整備、人材確保)
- 関係機関のネットワーク化
- 専門家の育成 など

## 強度行動障がいへの支援

### 関係者の声

- 強度行動障がいのある方で、家の中がボロボロになっている人もいます。そういった方には、親から難から難して治療を行う施設が必要である。一生懸命発達障がい者を支援すると言いながら、専門的な短期入所の構想がないというのはおかしいのではないかと。
- 強度行動障がいをもつ自閉症児者は病院への入院も断られてしまう。施設等でこのような状況を改善するためのスタッフ(人材)が必要。
- 強度行動障がいを持つ発達障がい児について、学校でも困難事例への対応を行うが、短期入所を受け入れてもらえる施設がない。今後、将来的に強度行動障がい児が何人くらいいいて何か所の施設で受け入れてもらえるのか把握が必要。
- 家で暴れて警察に通報がある児童について、障がい児であるということとで子相に通報がある。一時保護所で一時的には落ち着かせられることはできるが、その後の施設入所などは断られることがある。強度行動障がいには保護者の不適切な対応により引き起こされることも多く、市町村にノウハウがないことから、それらに対応できる仕組みと専門家の育成が必要。

## 平成26年度(新規事業)

### ○ 強度行動障がい支援研究会の設置(予算75万円)

- (検討事項等)
- 支援拠点機関設置、短期入所確保、人材育成の手法、関係機関のネットワーク化についての検討
  - 強度行動障がいを持つ児者に関する実態調査及び分析(構成員案)
  - 県内障がい福祉施設職員
  - 県関係機関職員 等

### ○ 強度行動障害支援者養成研修の開催

- 県内障がい福祉施設職員等を対象

## 平成27年度以降

岐阜県障がい者総合支援プラン(仮称)で検討

### ○ 強度行動障がい支援ネットワーク構築(H27～)

### ○ 支援拠点機関の設置(H27～)

- 県内障がい福祉施設(3か所程度)を位置づけ
- 短期入所受け入れ(緊急時対応)
- 人材育成・啓発活動
- 相談支援強化(24時間対応等)

### ○ 短期入所施設・設備整備(H28～)

- ひまわりの丘再整備関連

H26 岐阜県における分野別の支援施策(予定)

	乳幼児期	就学前	就学期	青年期	成人期		
福祉	<p>【発達障がい支援センターのぞみ】・相談支援、発達支援、地域連携・協力、普及・啓発支援</p> <p>圏域発達障がい支援センター【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者への助言指導</li> <li>・支援技術向上研修</li> <li>・支援体制整備</li> </ul> <p>【希望が丘学園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来診療、通所支援、訓練指導</li> </ul> <p>地域療育システム支援事業【希望が丘学園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村へ訓練指導員派遣、支援者養成研修</li> </ul> <p>障がい児等療育支援事業【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来・訪問療育、療育技術指導</li> </ul> <p>障がい児通所支援事業所等職員研修会【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所支援事業所等の職員に対し、年4回研修を実施</li> </ul> <p>保育士研修【子ども家庭課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい関連分野の研修を実施</li> </ul>	<p>発達障がい児者支援実地研修事業【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児者の入所施設職員に対し、施設に入所している発達障がい児者の支援をテーマに、実地による研修を実施</li> </ul> <p>発達障がい児者支援指導者養成事業【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導的役割が期待される職員を先進施設に派遣し、実践的な研修を実施</li> </ul> <p>発達障がい支援従事者養成研修【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいの支援を行う者に対し、基礎研修、現場視察研修、実務検討研修を実施</li> </ul>	<p>特別支援教育ネットワーク強化事業【特別支援教育課委託】</p> <p>就学移行支援モデル事業(3市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの早期発見のための情報提供の仕組みづくり</li> <li>・幼稚園・保育園の支援を小学校に引き継ぐ仕組みづくり</li> </ul> <p>特別支援学校のセンター的機能【特別支援教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、研修、交流、機関連携</li> </ul>	<p>発達障がい児童生徒支援事業(小・中・高)【特別支援教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の視点を取り入れたユニバーサルデザイン</li> <li>の事業づくり研究指定</li> <li>・専門家の派遣による教育相談・事例研、学校の対応力強化、教師の専門性向上</li> </ul>	<p>発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業所</p> <p>【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に重点を置いた相談支援、ネットワーク構築</li> </ul> <p>圏域障がい者就業・生活支援センター【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援、生活支援、機関連携</li> </ul> <p>障がい者職業訓練【労働雇用課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業訓練施設等による職業訓練受講講時に訓練手当を支給</li> </ul> <p>新障がい者雇用拡大支援事業【労働雇用課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用開拓員の設置</li> </ul> <p>新障がい者職場定着支援事業【労働雇用課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用支援コンサルティング</li> </ul> <p>新ジョブコラボレーター養成事業【労働雇用課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者定着支援手法等の講習実施</li> </ul> <p>新障がい者育成雇用推進事業【労働雇用課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業での職場実習を組み合わせた就業支援研修の実施</li> </ul> <p>障がい者チャレンジジョブ事業【労働雇用課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期の就業体験</li> </ul> <p>障がい者就職合同面接会【労働雇用課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職面接、職場実習面接</li> </ul>	<p>伊自良苑【障害福祉課委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援、機関連携、普及啓発</li> </ul> <p>新強度行動障害支援研究会事業【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点機関の設置や関係機関のネットワーク化のための研究会を実施</li> <li>・強度行動障がいのある児者の実態調査及び分析</li> </ul>	<p>直接支援</p> <p>間接支援</p>
	教育						
	就労						
保健・医療	<p>発達障がい診療促進事業【障害福祉課補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来診療、研修・会議等への参画</li> <li>・県設置の支援機関が開催するケース会議、医療相談会に専門の医師等を派遣</li> </ul> <p>子ども心の相談医ネットワーク事業【保健医療課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク検討会</li> <li>・「子どもの心」専門家養成、普及啓発、事例検討会</li> </ul>						
	<p>新障がい児者医療学寄付講座設置事業【総合療育推進室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜大学に寄付講座を設置し、障がい児医療に関する講義及び臨床実習等を実施</li> <li>・県立希望が丘学園における小児科医師の臨床研修、障がい児者医療に関する専門的な研究及びその普及啓発のための研究会等を実施</li> </ul> <p>新発達障がい療育人材育成研修事業【総合療育推進室委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験の浅い心理士等を、療育現場における発達検査やカウンセリング等の業務に従事させる、実践的な研修を実施</li> </ul>						

発達障がい者等支援体制整備推進連携会議【障害福祉課・特別支援教育課】

- ・発達障がい者等の総合的な支援体制の整備推進に関する事項について検討
- ・発達障がい者支援センターを含めた関係部局との情報交換、連携





## 平成 26 年度発達障がい療育人材育成関連事業について

H26.2.20 地域医療推進課総合療育室

1 障がい児者医療学寄附講座の設置 (25,000 千円)

- (1) 寄附講座の名称：障がい児者医療学講座（岐阜県）  
岐阜大学医学系研究科に設置（協力講座：小児病態学講座）
- (2) 設置期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（3 年間）
- (3) 寄付金額：7,500 万円（各年度 2,500 万円を予定）
- (4) 対象障がい：重症心身障がい、発達障がい
- (5) 寄附講座の教育・研究目的、内容
  - ①障がい児者医療の現状把握と課題の発掘  
障がい児者の実態、医療状況等についてのアンケート調査、ヒアリング調査を行い、今後の障がい児者医療の課題について研究
  - ②障がい児者医療教育  
ア. 学部教育として、障がい児者医療学のカリキュラムを作成、実施  
イ. 小児病態学講座の若手医師が、一定期間臨床研修に従事する機会を設定
  - ③障がい児者医療の地域での推進  
ア. 重症心身障がい児者医療について
    - i) エビデンスに基づいた医療的ケアのガイドラインを作成・運用、それを学ぶワークショップの定期的開催
    - ii) 病院と病院、病院と開業医間の合同カンファレンスをモデル開催し、役割分担や患者情報の共有システムを構築・運用
    - iii) 専門医師の診療活動を通じて、診断技術や療育、在宅医療支援のあり方について臨床研究を実施
  - イ. 発達障がい児者医療について
    - i) 専門医師の診療活動を通じて、診断技術や療育、家族支援のあり方について臨床研究を実施
    - ii) 限られた医療資源を、障がい児者（家族）、医療スタッフ双方に有効に利用する方法を検討

#### ④障がい児者医療に従事する医師の育成

- ア. 県内勤務医、開業医のスキルアップのため、医療的ケアを学ぶ実技講習や、ケースカンファレンスを実施
- イ. 子育て等で現場を離れた女性医師などを対象に、希望が丘学園等において、発達障がい、重症心身障がいの診療を実際に経験し、障がい児者医療の技術を習得する研修システムを構築
- ウ. 小児科以外の診療科の医師を含めたネットワークづくりを進めるため、「障がい児者医療研究会」を設置し、地域における診断技術、治療技術の向上について検討

#### ⑤障がい児者医療の普及啓発

- 岐阜県と連携し、医療・福祉関係者や一般県民に対する講演会や連続講座を開催し、障がい児者医療に対する理解と地域社会における障がい児者の受け入れについて啓発

## 2 発達障がい療育人材育成研修の実施（3,000千円）

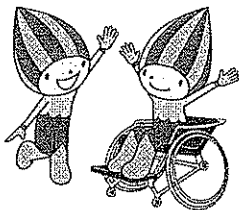
- ・ 現在発達障がい児者の外来診療は、患者数の累増や対応できる医療機関が限られることから、数か月に及ぶ待機が常態化している。  
このため心理士等を配置し、医師の診察に先駆けて、予め患者の状態像を把握することにより、外来診療の効率化を図るため、即戦力となる人材を育成する。

#### 【事業の仕組み（案）】

- ・ 大学病院等において、非常勤心理士等が週1名以上診療補助に従事する枠を設定し、それを複数名でシェアする形態で人材を雇用する。
- ・ 雇用した複数名の人材が同時並行で、週1回など定期的に、1年間を通じて臨床経験を積むことにより、効率的な人材の育成を図る。

#### 【研修内容（案）】

- ・ 経験の浅い心理士等が、大学病院や希望が丘学園等の療育現場において発達検査やカウンセリング等の業務に従事することで、臨床経験を積む。



インターネットでの情報提供	
提供予定日	2月19日(水)

平成26年2月18日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域医療推進課	総合療育推進係	山田 育康	内線 2628、058-272-8279(直通)
特別支援教育課	特別支援学校整備係	松原 勝己	内線 3557、058-272-8751(直通)
公共建築住宅課	建築第一係	堀 伸次	内線 3663、058-272-8698(直通)

## 岐阜県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校 再整備事業起工式の実施について

県では、医療・福祉・教育が一体となった障がい児療育の拠点である希望が丘学園（病院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター）及び岐阜希望が丘特別支援学校の再整備を進めています。

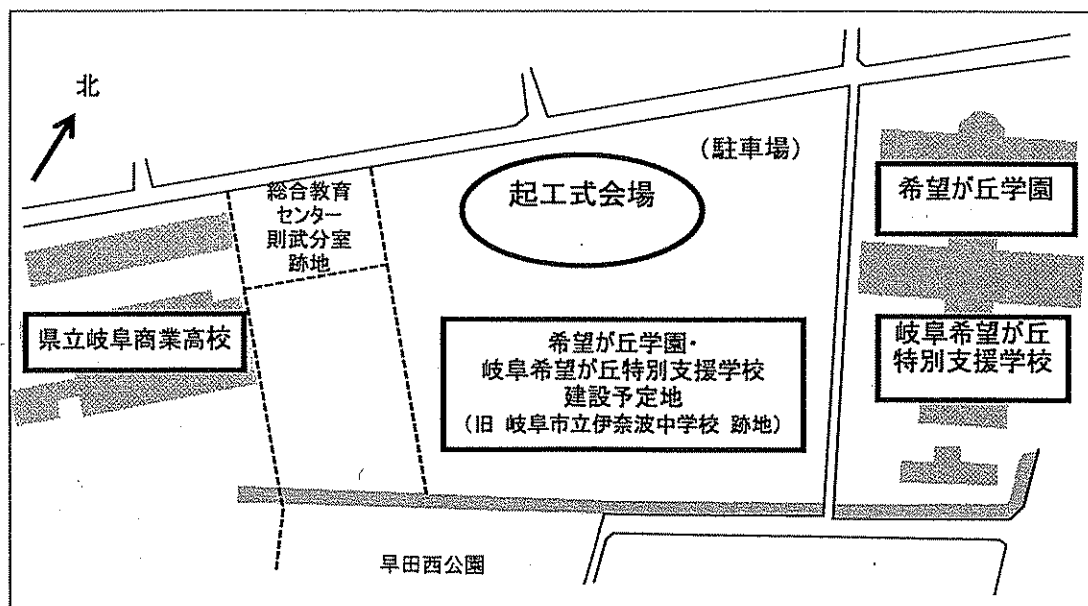
この度、本体建設工事の着工に際して、下記のとおり起工式を行いますので、お知らせします。今後着実に整備を推進し、岐阜県の新たな障がい児支援の拠点として平成27年9月の供用開始を目指します。

### 記

#### 1 起工式の概要

- (1) 開催日時：平成26年3月18日(火) 午前10時～11時 雨天決行
- (2) 式典会場：新施設建設予定地（岐阜市則武1816番地）  
※旧岐阜市立伊奈波中学校跡地
- (3) 出席者：地元関係者、岐阜県議会議員、県関係者等 約130名

#### 【起工式会場】



## 2 希望が丘学園・岐阜希望が丘特別支援学校の概要

### (1) 整備概要

注：平成26年1月末時点の計画であり、今後変更する場合がある

区分	希望が丘学園	岐阜希望が丘特別支援学校
利用者数	・病床数/53床 [現入園児:25.6名] ・通園定員/50名 [現通園児:35名] (※1)	・児童生徒数/90名(小・中・高) [現:41.2名(小・中)]
延床面積	・約7,100㎡ [現:4,800㎡]	・約7,500㎡ [現:約2,000㎡]
共通	・所在地/岐阜市則武1816番地(旧岐阜市立伊奈波中学校敷地)ほか	
	・敷地面積/約27,000㎡ [現:約12,800㎡]	
	・建物/鉄筋コンクリート、2階建て	
	・概算事業費/約64億円(学園:約34億円、特別支援学校:約30億円)(※2) うち建設工事費/約50億円(学園:約25億円、特別支援学校:約25億円)	

※1：平成20～24年の平均 ※2：現施設の解体費を含む

### (2) スケジュール

平成26年3月：1期建設工事着工

平成27年4月：2期(特別支援学校体育館)土地造成工事着工

平成27年6月：1期建設工事竣工

平成27年9月：供用開始

平成28年4月：岐阜希望が丘特別支援学校に高等部開設、2期建設工事着工

平成29年3月：2期建設工事竣工(※全施設が完成)

## 3 新施設の再整備に伴って強化される機能

### (1) 希望が丘学園

<重症心身障がい児、肢体不自由児>

#### ■入所病床数が拡大します

・現在は30名程度の受け入れが限界である病床数を50床に増床

#### ■医療的ケアが充実します

・重症心身障がい児の痰(たん)の吸引などに必要な設備を、病床ごとに整備

#### ■在宅重症心身障がい児の短期入所を拡充します

・在宅生活を送る重症心身障がい児の保護者支援を強化するため、レスパイト(※)のための短期入所の受け入れ人数を、県内最大規模に拡充

#### 【短期入所の利用定員】

区分		現 状	再整備後
日帰り利用	平日	5名	5名
	土日、祝日	3名	5名
宿泊利用	平日	2名	2名
	金土日、祝前日、祝日	2名	5名

(※) 障がい児を在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュしてもらう家族支援サービス

- 肢体不自由児の医療・検査設備を強化します
  - ・ MRI を新たに導入し、肢体不自由児の検査・治療を強化

#### <発達障がい児>

- 診察を拡充します
  - ・ 児童精神科外来（現在は週1回2時間のみ）を常設化し、より多くの診察を実施
- 療育支援の新たなプログラムを開始します
  - ・ 検査、療育指導を行う短期入院指導プログラムを、専用室（3床）を設けて実施
  - ・ 集団活動を通して療育を行う集団精神療法プログラム等を新たに実施
  - ・ 感覚統合療法のための専用室を新設し、訓練（リハビリ）体制を強化

#### (2) 岐阜希望が丘特別支援学校

- 高等部を新設し、一貫した教育を実現します
  - ・ 現在の小学部・中学部に加え、新たに高等部を設置
  - ・ 普通教室を現在の15室から28室に増加
- 障がいの重度・重複化や多様化にも対応します
  - ・ 障がいの重度・重複化や多様化に伴い、医療的ケアのための医療的ケア室や、心身の発達を促すためのジャグジープール等を新たに整備。十分な活動ができる屋内運動場（体育館 ※2期建設工事）やグラウンドも整備
- 職業教育にも対応した特別教室を整備します
  - ・ 陶芸、被服、パソコン等の特別教室を新設、職業教育を強化し社会自立に繋げる

## 4 新施設に関連して取り組んでいるソフト施策

### (1) 障がい児者医療

#### ① 医師の育成・確保

- 岐阜大学における「障がい児者医療学寄附講座」の設置 ※地域医療再生基金事業
  - ・ 障がい児者医療に関する医学生の教育及び勤務医・開業医に対する技術向上等を目的とした寄附講座を、岐阜大学に設置
  - ・ 希望が丘学園等における障がい児医療の臨床研究や、在宅重症心身障がい児の診療に関する合同カンファレンスのモデル開催等も実施

#### ② 看護師の育成・確保

- 「重症心身障がい児者看護人材育成研修」の実施 ※地域医療再生基金事業
  - ・ 重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、年間約70時間の本格的な専門研修を実施（4月～）
- 看護師募集ガイダンス等への出展 ※緊急雇用創出基金事業
  - ・ 名古屋市等で開催される看護師募集ガイダンスに希望が丘学園が参加（2月～）
- 「障がい児看護フェア」の開催 ※緊急雇用創出基金事業
  - ・ 障がい児者医療に従事する看護師の募集を目的とした相談会や展示等を行う催事を、県内5圏域で開催（3月～）

### ③発達障がい児療育人材の育成

#### ■発達障がい療育人材育成研修の実施 ※地域医療再生基金事業

- ・発達障がい児者の検査・療育に実際に従事することにより、心理士等を育成するプログラムを実施

### ④障がい児者医療に関する普及啓発

#### ■障がい児者医療を理解する連続講座の開催 ※緊急雇用創出基金事業

- ・障がい児医療に携わる医師、看護師、療法士等を講師とする、医療・福祉関係や県民向けの連続講座を開催（4月～）

## (2) 特別支援教育

### ①教員の専門性の向上

#### ■コア・スクールを核とした教員の専門性の向上

- ・岐阜大学との連携の下、各障がい種における教育の中心となるコア・スクールを設置し、県内特別支援学校の指導力向上を目的に、公開研修会や公開授業研究会等を実施
- ・教員一人一人の指導力向上を目的に、より専門性の高いコア・ティーチャーを養成し、そのコア・ティーチャーを核として、授業改善や支援会議等の校内支援体制を整備

### ②交流及び共同学習を推進

#### ■交流籍を生かした居住地校交流の推進

- ・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるため、特別支援学校の小中学部児童生徒に、居住地の小中学校に交流籍を設け、教育内容や回数など個に応じた居住地校交流を実施

#### ■学校間・地域交流の推進

- ・共生社会の実現に向け、特別支援学校や近隣の学校の児童生徒が互いに触れ合う直接交流の他、印刷物等の配布といった間接的な交流も実施
- ・特別支援学校の児童生徒によるボランティア活動や地域の行事への参加等の推進

### ③特別支援教育ネットワークの強化

#### ■地域連携ネットワークの構築

- ・就学前から高等学校卒業後まで一貫した支援を行うため、教育・福祉・保健・医療等の関係者から成る連携協議会を開催し、特別支援学校を核とした学校間の接続を強化

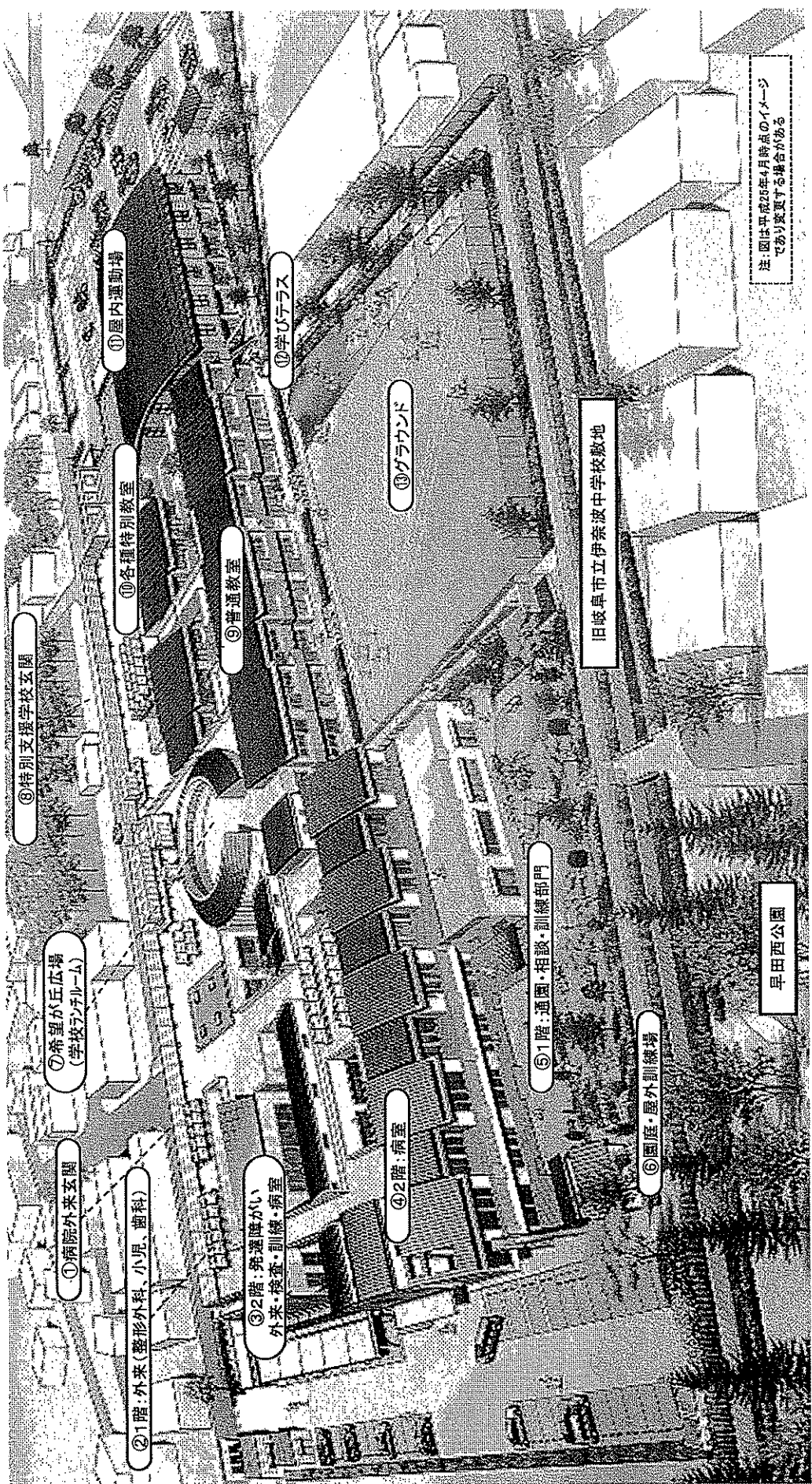
#### ■特別支援学校のセンター的機能の一層の充実

- ・特別支援学校の教員が地域の小中学校等を訪問し、障がいのある児童生徒に関する相談や研修会等を実施

# 新希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校 イメージ



医療・福祉エリア(希望が丘学園) 教育エリア(岐阜希望が丘特別支援学校)



⑥特別支援学校玄関

⑦希望が丘広場  
(学校チャイルド)

①病院外来玄関

②1階・外来(整形外科、小児、歯科)

③2階:発達障がい  
外来・検査・訓練・病室

④2階:病室

⑤1階:通園・相談・訓練部門

⑥園庭・屋外訓練場

早田西公園

⑩屋内運動場

⑩学びテラス

⑩各種特別教室

⑨普通教室

⑩グラウンド

旧岐阜市立伊奈波中学校敷地

注:図は平成25年4月時点のイメージ  
で、変更する場合があります

岐阜県立希望が丘学園(病院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター)

- 診療科:整形外科、小児科、歯科、児童精神科
- 病床数53床、通園50名
- 鉄筋コンクリート2階建て、延床面積約7,100㎡

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

- 対象:小学部、中学部、高等部
- 児童生徒数:小・中・高合計90名程度
- 建物:2階建て、延床面積約7,500㎡



インターネットでの情報提供	
提供予定日	2月19日(水)

平成26年2月18日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域医療推進課 総合療育推進室	総合療育推進係	山田 育康 藤川 祐樹	直通 058-272-8279 内線 2628

## 岐阜県立希望が丘学園の名称変更について

県では、医療・福祉・教育が一体となった障がい児療育の拠点である「県立希望が丘学園（病院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター）」の再整備を進めています。

この度、同学園が果たしている役割を連想できるよう、県民に分かりやすい名称とするため、平成27年9月の新施設供用開始から名称を変更することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 岐阜県立希望が丘学園の新たな名称と今後の表記方法

<b>岐阜県立 希望が丘こども医療福祉センター</b> （ 現 岐阜県立希望が丘学園 ）
---

#### 2 名称変更の時期

平成27年9月（施設の供用開始時）

※それまでの間を新名称の周知期間と位置づけ、現在の名称との併記により、県民の皆さんへの積極的な周知を図っていく。

#### 3 新名称のポイント

- ①学校と区別しづらい「学園」に代えて、拠点施設の位置づけとして「センター」を使用
- ②昭和54年4月以来30年以上の歴史を持つ「希望が丘」の名前を継続して使用
- ③18歳未満の「児」に特化した施設として「こども」を加えた名称
- ④病院として「医療」、児童福祉法上の医療型障害児入所施設等として「福祉」の名称を使用